

教政第1479号
教人第1651号
平成28年3月31日

本庁各課長
各地方出先機関長
各県立学校長

} 様

教 育 長

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する熊本県教育委員会職員対応要領
について（通知）

本県は、平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別を禁止することなどにより、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる熊本づくりに取り組んでいるところですが、このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、熊本県教育委員会職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を、下記のとおり職員対応要領として定めましたので通知します。

記

1 目的

法第10条第1項の規定により、熊本県教育委員会の事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人に対して、不当な差別的取扱い（不利益取扱い）及び合理的配慮の提供について、職員が適切に対応するための基本的事項を定めるものとする。

2 不当な差別的取扱い（不利益取扱い）の禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病による障がいその他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する熊本県教育委員会職員対応要領に係る留意事項」に定める留意事項に留意するものとする。

3 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することと

ならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

4 所属長の責務

- (1) 所属長は、職員に対し、日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせなければならない。
- (2) 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、その改善に向けて迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 相談への対応

- (1) 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり相談窓口を置く。
 - ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」第13条の規定に基づき設置する広域専門相談員
- (2) 相談内容への対応に当たっては、教育政策課、学校人事課等関係課と協議のうえ対応するものとする。

6 研修及び啓発

熊本県教育委員会は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。